

前橋市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の33及び第115条の34の規定並びに介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（令和6年4月4日付老発0404第3号老健局長通知。以下「検査指針」という。）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査及びこれに付随する事務（以下「検査」という。）について基本的事項等を定めることにより、的確かつ効率的な検査を実施し、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図ることを目的とする。

(検査方針)

第2条 検査は、介護サービス事業者の業務管理体制の整備・運用状況を確認し、当該介護サービス事業者が自主的に業務管理体制の改善を図り法令遵守に取り組むよう意識付けるとともに、問題点が確認された場合においては、必要に応じて公正かつ適切な措置をとることを方針とする。

(検査の対象)

第3条 検査の対象は、前橋市長に法115条の32第2項に基づく業務管理体制の整備に関する事項を届け出た介護サービス事業者（以下「対象事業者」という。）とする。

(検査の体制)

第4条 検査は、原則として指導監査課が主体となって実施するものとし、必要に応じて、介護保険課との合同で実施することができる。

2 検査は、2人以上の班を編成して行う。

(検査の類型)

第5条 検査は、次の類型とする。

(1) 一般検査

業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、原則として6年に1回以上、定期的に実施するもので、毎年度実施計画を策定したうえで行う検査

(2) 特別検査

対象事業者の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に、業務管理体制の整備状況及び当該事案への組織的関与の有無を検証するために実施する検査

(一般検査)

第6条 一般検査は、検査指針を踏まえ、原則として次の手続きに基づき実施する。

ただし、検査の状況等により、機動的な対応をとることを妨げない。

(1) 実施通知

検査対象となる対象事業者に対し、文書等により事前に通知するものとする。

(2) 検査方法

ア 文書等により、業務管理体制の整備・運用状況について報告を求める。

イ 実地により、対象事業者の法令遵守責任者又は従業者に対し面談を行う。

(3) 検査後の取扱い

一般検査を担当した職員は、検査終了後、速やかにその結果についての調書を作成し、対象事業者における意見や要望等がある場合は、これを付して上司に復命する。ただし、重大な事項については、直ちに報告を行う。

(4) 検査結果の通知

一般検査の結果、勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項について、当該対象事業者に対し、文書によってその旨を通知し、通知した日から30日以内に文書により改善報告の提出を求める。

2 前項第4号の改善報告において改善が見込まれない場合は、対象事業者本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する。この場合において、立入検査の実施手続きは同項の手順に準じるものとする。

3 一般検査は、前橋市介護保険サービス事業者等指導要綱（平成24年伺い定め）に規定する運営指導の際に、併せて実施することができる。

(特別検査)

第7条 特別検査の実施手続きは、前条第1項の手順に準じるものとする。ただし、同項第1号の実施通知において、実効性のある実態把握の観点から、必要と認める場合は、事前の通知を行わず、検査開始時に通知又は告知するものとする。

なお、指定等取消処分事案について特別検査を実施した結果、当該事案への組織的関与が認められた場合には、当該対象事業者に対し、その旨を通知する。

2 特別検査は、前橋市介護保険サービス事業者等監査要綱（平成24年伺い定め）による監査の際に、併せて実施することができる。

(行政上の措置)

第8条 第6条第2項の立入検査及び前条の特別検査の結果、行政上の措置を要すると認められた場合には、以下の行政上の措置に係る文書を対象事業者に交付し、当該行政上の措置に係る対応について、期限を付して報告を求めるものとする。

なお、勧告するまでには至らないが、改善を要すると認めた事項についても、同様に改善報告を求めるものとする。

(1) 勧告

厚生労働省令で定める基準に沿って適正な業務管理体制を整備していないと認められるときは、対象事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。勧告を受けた対象事業者が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

勧告を受けた対象事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。命令を行つたときは、その旨を公示しなければならない。

この場合、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(特別な処置)

第9条 対象事業者が、前条第2号の命令に違反し、個別事業の検証が必要と判断した場合は、当該対象事業者の運営する指定事業所等について立入検査を行い、当該指定事業所等の法令等遵守状況について検証するものとする。ただし、当該対象事業者の本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合は、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月3日から施行する。